

公益財団法人元興寺文化財研究所賛助会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人元興寺文化財研究所定款第 4 4 条第 2 項に基づき、公益財団法人元興寺文化財研究所(以下「この法人」という。)の賛助会員(以下「会員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第 2 条 この法人は、この法人の趣旨に賛同し、後援するために「賛助会員入会申込書」を提出した者を、賛助会員とすることができる。

(種別)

第 3 条 会員は次のとおりとする

- (1) 個人会員 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人
- (2) 団体会員 この法人の趣旨に賛同し、後援する法人その他の団体

(会費)

第 4 条 会費は 1 口 1 万円とし、会員は次のとおり種別に応じて、毎年度納入するものとする。

個人会員 1 口以上

団体(法人その他団体)正会員 1 0 口以上

団体(法人その他団体)準会員 1 0 口未満

2 既納の会費は、事由の如何を問わず返還しないものとする。

(特典)

第 5 条 会員は、次の特典を受けるものとする

- (1) この法人の発行する刊行物の配布(会費を 1 0 口以上納入している会員に限る)
- (2) この法人が主催する講演会、展覧会、公開講座の招待
- (3) この法人が主催する民俗資料及び文化財のための見学会の招待

(退会)

第 6 条 会員が退会しようとするときは、書面をもってその旨を申し出るものとする。

(退会勧告)

第 7 条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、理事会の決議により退会を勧告し、又は退会の扱いとする。

付 則

- (1) この規程は、この法人の公益法人の登記の日から施行する。
- (2) この規程の改廃は理事会の承認を得なければならない。